

議案第12号

西脇市立西脇病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

失効期限を延長し、引き続き看護師等を継続的に確保するため。

西脇市立西脇病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院看護師等修学資金貸与条例（平成23年西脇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>附 則 (略)</p> <p>1・2 この条例の失効</p> <p>3 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの条例により修学資金の貸与を受け、同年4月以降に引き続き返還義務者となる者については、この条例は、当該返還義務が消滅するまでの間、なお効力を有する。</p>	<p>附 則 (略)</p> <p>1・2 この条例の失効</p> <p>3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの条例により修学資金の貸与を受け、同年4月以降に引き続き返還義務者となる者については、この条例は、当該返還義務が消滅するまでの間、なお効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。